

令和6年度

# いじめ防止基本方針



日立市立台原中学校

## 日立市立台原中学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

#### (1) 基本理念

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもでも、また学校に限らずどこにおいても起こる可能性があります。

いじめに当たるかどうかの判断は、その状況をよく確認し、いじめの対象になった子どもが心身の苦痛を感じているものをいじめと捉えます。

いじめの態様は、暴力を伴うものや、仲間はずれ、無視、悪口など様々です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうか判断する必要があります。

また、近年は、パソコンやスマートフォンによるSNS等の普及に伴い、いじめの構造が複雑化し、見えにくくなる傾向にあり、そのことが解決困難な状況を生み出しています。

そのことを踏まえ本校では、全ての生徒がいじめをせず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じます。

#### (2) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図ります。

#### (3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の4点を全職員が認識して取り組みます。

ア いじめはどの子にも起こりうる、またいじめはどの子も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握します。

イ いじめの未然防止のため、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行います。

ウ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知します。

エ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導をします。

#### (4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の6つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とします。

ア 未然防止への取組の徹底

イ 早期発見への取組の徹底

ウ 早期解消への取組の徹底

エ 関係機関との連携の徹底

オ 教職員研修の充実の徹底

カ ケース会議による職員間の情報共有の徹底

## 2 「台原中学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置します。

(1) 会議は次の者で構成します。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、校医、心理や福祉の専門家、警察OBなどが参加します。

(2) 上記の構成員のほか、専門的な知見を有する者などを構成員とします。

(3) 校長は会議を総理し、会議を代表します。

(4) 会議は次に上げる事務を所掌します。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。

ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。

エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

オ いじめの相談窓口として相談を受けること。

カ 教職員研修の企画、立案に関すること。

キ 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。

(5) 会議は校長が招集のもと行います。

(6) 会議は次の区分で招集します。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集します。

(7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定します。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育みます。

##### ア 授業、学級活動

授業、学級活動においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成します。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。

(ア) 全教科の授業で、グループでの学び合い活動を積極的に取り入れる。これにより、言語活動が定期的かつ効果的に取り入れられることになる。そして、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高めることにつながる。

(イ) 学級活動での話し合い活動や体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。

また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくいホームルームの環境をつくりだす。

(ウ) 障害への理解を深めるための指導や相互に互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級活動を生徒が安心して何でも話し合える居場所にします。

##### イ 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高めます。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養います。

(ア) 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高めます。

(イ) 学校行事等を生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、生徒会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをします。

(ウ) 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをします。

#### ウ 教育相談と個別面談（6月、10月、2月に実施）

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築します。

また、定期的に行う生徒との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認します。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整えます。

（ア）日頃から担任・授業担当者・学年の職員が、生徒と気軽に話せる関係を構築します。

（イ）定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認をします。

（ウ）いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば生徒の訴えを傾聴します。

（エ）教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行います。

（オ）必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設けます。

#### エ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等を行うことで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（例 以下の（ア）～（オ）等）を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該生徒へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握を行います。

（ア）遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

（イ）朝の会等で、いつもより元気がない。

（ウ）授業中のグループでの話し合い活動で、他の生徒とあまり話さない。

（エ）休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

（オ）親しかった友達との付き合いがなくなり、SNS等に没頭する。

#### オ SNS等を通じて行われるいじめ

SNS等を通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努めます。

また、情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。

### （2）早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力します。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行います。

#### ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見に努めます。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させます。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させます。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導をします。

#### イ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談できる関係づくりに努めます。

#### ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、スクールカウンセラーや市の教育相談員の活用について、生徒や保護者に周知するとともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知します。

### (3) 早期対応

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ対策委員会」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応します。

#### ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努めます。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応します。

#### イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行います。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を教育委員会に報告します。

#### ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援します。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等協力して対応します。

#### エ SNS等を通じて行われるいじめへの対応

生徒がSNS等上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じます。

SNS等上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行います。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行います。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求めます。

#### オ 重大事態の調査と報告（詳細は6）

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査するとともに、教育委員会へ報告します。

#### 4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめを行っている生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築します。

#### 5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図ります。

##### (1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図ります。

##### (2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図ります。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図ります。併せて、同種のいじめの再発を防止します。

##### (3) SNS等を通じて行われるいじめへの対応

絶えず最新のSNS等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深めます。

#### 6 本校における重大事態への対処

##### (1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態のおそれがある場合、又は、児童生徒やその保護者から申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

イ 学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会に迅速に報告します。

ウ 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告により、調査を行う主体や調査組織を判断します。(学校または、教育委員会)

エ 調査を行う組織

学校が主体となって調査を行う場合は、学校が設置した「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において調査を行います。教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会が設置するいじめ調査委員会において調査を行います。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつから、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り明確にします。

##### (2) 調査結果の報告

ア 教育委員会又は学校は、被害者及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について説明します。

情報提供に当たっては、他の生徒や関係者のプライバシーの保護や個人情報の取り扱いに十分配慮します。